装プ事第１３９７号
令和４年　１月２８日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部総務課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長
航空幕僚監部装備計画部装備課長
情報本部総務部総務課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部総務課長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官
（公印省略）

ＰＦＯＡ又はその塩を含む泡消火薬剤等に関する管理方法等について
（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

関連文書：１　防装調第４９００号（５４．１０．２５）
　　２　装プ事第１５１７４号（令和３年１０月２１日）
添付書類：別　紙
写送付先：地方協力局環境政策課長
　　陸上幕僚監部防衛部施設課長
　　海上幕僚監部防衛部施設課長
　　航空幕僚監部総務部総務課基地対策室長
　　航空幕僚監部装備計画部整備・補給課輸送補給室長

別　紙

ＰＦＯＡ又はその塩を含む泡消火薬剤等に関する管理方法等について

１　目　的

ＰＦＯＡ又はその塩を含む泡消火薬剤等の管理を適切に行うため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号）第２条第２項に規定する第一種特定化学物質として規制対象となるＰＦＯＡ又はその塩を含む泡消火薬剤等となる製品(以下「規制対象品」という。)を明確にするとともに、ＰＦＯＡ又はその塩を含む可能性がある製品名が不明な泡消火薬剤等（以下「不明品」という。）に関する管理方法等を明確にする。

２　規制対象品

現時点における規制対象品は、下表のとおり。

なお、新たに規制対象品が判明した場合は、その都度通知する。

No.	型式番号	商品名	製造者名
1	泡第 1～2 号	フロロフィルムフォーム 6%	日新理化産業㈱
2	泡第 1～3 号	フロロフィルムフォーム 3%	
3	泡第 10～4 号	フロロフィルムフォーム 3%超耐寒型	
4	泡第 14～4 号	ハツタニューフォーム AF3	㈱初田製作所
5	泡第 15～5 号	ハツタニューフォーム AF3-20	
6	泡第 14～3 号	ラピタックⅡ	㈱モリタ

出典：　ＰＦＯＡ等が使用されている泡消火薬剤の取扱いについて(第二報)、一般社団法人　日本消火装置工業会(令和３年(2021 年)10 月 22 日)、http://shosoko.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/04/b5b561ef7183819447299eff3f06a60b.pdf(アクセス日：2022 年 1 月 28 日)

３　不明品の管理方法等

不明品については、規制対象品とみなし、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第３項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項又はＰＦＯＡ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成２２年総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）」及び「特定化学物質使用装備品等の取扱いについて（通達）(防装調第４９００号。５４．１０．２５)」に基づいた取扱いをするとともに、「ＰＦＯＳ又はその塩又はＰＦＯＡ又はその塩が使用されている泡消火薬剤等の管理に必要な様式等について（通知）(装プ事第１５１７４号。令和３年１０月２１日)」に基づき、管理に必要な措置を講ずることとする。